

公益社団法人 熊本県栄養士会 阿蘇地域事業部規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人熊本県栄養士会（以下「本会」という。）定款第37条及び第38条に基づき、本会阿蘇地域事業部に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会は、本会阿蘇地域事業部（以下「本事業部」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本事業部の事務所は原則として、本事業部部長が指定した場所におく。

(目的)

第4条 本事業部は、本会の目的を達成するために、阿蘇地域に応じた事業を実施することにより、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本事業部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の事業計画に基づく事業
- (2) 地域の健康づくりに関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第6条 本事業部の会員は、本会会員であって阿蘇地域に在住又は就業する者をもって組織する。

(運営委員の設置)

第7条 本事業部に、次の運営委員をおく。

- (1) 事業部長 1名
- (2) 副事業部長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 財務 1名

2 事業部長の資格は、本会役員の選任に関する規程第12条第2項に準ずる。

(運営委員の選任)

第8条 前条の運営委員は、本事業部会員の互選により選任する。ただし、兼任を妨げない。

(運営委員の任期)

第9条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業報告)

第10条 本事業部は、会員に対し年1回事業報告を行う。

(経費)

第11条 本事業部の活動に要する経費は、事業計画に基づいて充てるものとする。

(会計年度)

第12条 本事業部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。